

令和 7 年度 包括外部監査の結果報告書 概要版

第 1 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下同じ。）第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件

スポーツ振興に係る財務事務の執行について

3 特定の事件を選定した理由

仙台市（以下「市」という。）では「人とまちが元気に輝き続ける -Sports City SENDAI-」の実現に向けて、スポーツ施策について総合的な推進を図るための基本的な計画である「仙台市スポーツ推進計画 2022-2031」（以下「スポーツ推進計画」という。）を策定している。スポーツ推進計画では 3 つの基本方針「アクティブライフスタイルの推進」「地域コミュニティ活性化につながるスポーツ機会の充実」「スポーツを核としたにぎわいの創出」を掲げ、それぞれの取組施策が推進されている。

一方、「仙台市公共施設総合マネジメントプラン（令和 6 年 10 月 仙台市）」（以下「施設マネジメントプラン」という。）に掲げる公共施設の総量管理やスポーツ振興を取り巻く環境変化を踏まえ、現在の市営スポーツ施設等に関する今後のあり方について検討することが有益であると考えられる。

よって、スポーツ振興に係る財務事務の執行について、包括外部監査人の立場から検討を加えることは、今後の行政運営にとって有意義と認識し、本年度の包括外部監査の特定の事件として選定した。

5 外部監査の方法

(1) 監査着眼点

- ① 事業評価は適切か
- ② 施設管理運営は適切か
- ③ 委託等の契約は適切か
- ④ スポーツ施設のストック適正化が図られているか
- ⑤ 補助金等の事務手続は適切か
- ⑥ 外郭団体の管理は適切か
- ⑦ 庁内または外郭団体に事務局を有する団体（以下「庁内団体等」という。）の管理は適切か

(2)実施した主な監査手続

実施した主な監査手続は次のとおりである。なお、監査手続の適用に当たっては効率的な監査を実施するという観点から、重要と判断したものに限定し、原則として試査により行った。

① 予備調査

- 監査対象業務の関連資料を入手し、分析・質問することにより、当該業務の現状と課題を把握した。

② 本監査

- 予備調査の結果に基づき、「（１）監査着眼点」について経済性、効率性及び有効性（３Ｅ）並びに合规性の観点から検討を行った。検討に際しては、関連資料を閲覧し、必要に応じて関係部署に対する質問を行った。
- 仙台市アリーナを視察するとともに、指定管理者に対する質問を行った。

6 外部監査の実施期間

令和７年７月１８日から令和８年３月１２日まで

第2 外部監査の結果及び意見

I 個別検出事項

今回の監査の過程で発見された検出事項については、以下のように区分している。

- ・ 監査の結果（地方自治法第252条の37第5項）を「指摘」 15件
- ・ 監査の結果に添えて提出する意見（地方自治法第252条の38第2項）と「意見」 31件

項目	区分	現状の問題点	解決の方向性
1 事業評価			
(1) 事業規模と成果指標の不整合	意見	スポーツ推進計画において事業規模と成果指標に不整合が生じており、実効的な有効性評価が可能といえるか疑問である。	事業費（インプット）と事業成果（アウトカム）を明確にできるよう、規模の大きい事業に関連する成果指標・目標値を設定する。
(2) 重点施策と成果指標の不整合	意見	スポーツ推進計画における重点施策との関連性に乏しい成果指標が検出された。重点施策と成果指標に不整合が生じたまま、重点施策の推進の個別の成果を検証可能といえるか疑問である。	重点施策の推進による個別の成果を明確にできるよう重点施策に関連する成果指標・目標値を定める。
(3) 個別事業費の情報開示不足	意見	スポーツ推進計画に関連する個別事業費の情報開示が十分といえるか疑問である。	事業費の規模が大きい事業については、個別事業の有効性評価に資する情報として、個別事業の事業費（インプット）や事業成果（アウトカム）を明確にする。
(4) 事業の有効性に係る内部統制評価	意見	事業の有効性に係る内部統制評価が十分といえるか疑問である。	市が掲げる今後の財政運営の方向性に着目し、事業の有効性に係る内部統制評価を実施する。
2 施設管理運営			
(1) 指定管理者の公募審査の公平性	意見	補助金を財源とした事業が含まれている可能性や利益相反の外観を有する点を考慮すると、指定管理者の公募審査の公平性が確保されているか疑問である。	指定管理者の公募審査と競合する補助金を支出しないよう、事業団におけるスポーツ振興事業別の人件費管理記録をもとに補助対象経費の適切性を確認する。
(2) 指定管理者の1者応募	意見	利益相反の外観を有することや同等の競争条件にない状況により、民間事業者応募を阻害していることが1者応募の要因とも考えられるため、指定管理者公募の競争条件の公平性が確保されているか疑問である。	民間事業者応募を阻害していると考えられる要因を解消する。
(3) 中間介在者に対する使用許可	指摘	福祉団体に対する目的外使用許可であっても、福祉団体が中間介在者に過ぎない使用許可まで合理的とは認められず、平成22年度包括外部監査における指摘事項に係る措置が行われていないのは不適切である。	「自動販売機の目的外許可から行政財産の貸付けへの一部移行について（通知）」（平成21年2月4日 財産管理課長）の見直しを検討する。

項目	区分	現状の問題点	解決の方向性
(4) 受益者負担水準・稼働率の改善余地	意見	同種または類似のサービスが民間でも提供されている便益提供施設である、というスポーツ施設の性質を考慮すると、使用料充足率や稼働率の改善余地があると考えられる。	使用料充足率や稼働率の改善取組のPDCA 管理を実施する。
3 契約			
(1) 委託内容と業務従事実態の不整合	指摘	市が事業団に委託している仙台市スポーツ施設等運営総括業務について、精算対象に含めた市派遣職員人件費9,600千円は委託料の精算として不適切である。	実費精算方式の委託契約において、委託業務の範囲と精算対象人件費に係る業務従事内容の整合性を点検のうえ、委託料を精算する。
(2) 1 者入札	意見	工事請負契約に係る制限付き一般競争入札において、地域要件の緩和が適切に運用されているといえるか疑問である。	1 者入札や入札不調・不落の増加は十分な入札参加者数を確保できない兆候を示す点に留意し、地域要件の緩和を検討する。
(3) 予定価格の事前公表	意見	工事請負契約に係る制限付き一般競争入札における入札価格の高止まりの傾向に、予定価格の事前公表による弊害が生じていないか懸念される。	現在公表されている入札経過表のみでは予定価格の事前公表による弊害が生じていないことの確認が困難であるため、予定価格の事前公表による弊害に関する仙台市入札等監視委員会の審議結果を公表する。
(4) 工事着手後の大幅な設計変更	意見	工事着手後の大幅な設計変更について、やむを得ない事情によるものといえるか疑問である工事請負契約が検出された。	設計変更の妥当性の審議充実化の観点から、設計審査会の対象工事の範囲拡大を検討する。
(5) 対価性のない契約条件	意見	仙台スタジアムのネーミングライツ契約において、(株)ベガルタ仙台に施設命名権等を折半する対価性まで認められるか疑問である。	仙台スタジアムの行政コスト削減に係る(株)ベガルタ仙台の貢献度を精査する。同社の貢献度を客観的に評価できない場合、他の施設のネーミングライツ協定と同様、市と施設命名権者の間での契約関係とする。
(6) 負担付き寄附の有効性評価	意見	ゼビオ社による負担付寄附に関する有効性評価の検討が十分といえるか疑問である。	大規模プロジェクトの計画段階において、費用便益分析を含めて、事業の有効性評価の精度を高める。
(7) 指定管理者利益水準の妥当性	意見	ゼビオ社による負担付寄附に関連して、指定管理者の収支計画や利益水準の妥当性について十分な検討がなされていたといえるか疑問である。	大規模プロジェクトの計画段階において、収支計画を含む事業計画の事前精査の精度を高める。
(8) 事業計画の蓋然性評価	意見	ゼビオ社による負担付寄附に関連して、指定管理者の事業計画上のアイス稼働日数と実績見込の乖離が大きいため、事業計画の蓋然性評価が不十分だった印象は否めない。	大規模プロジェクトの計画段階において、事業計画の事前精査の精度を高める。

項目	区分	現状の問題点	解決の方向性
4 スtock適正化			
(1) 財政負担推計と個別施設計画の乖離	意見	施設マネジメントプランにおける長寿命化取組み後の財政負担推計と個別施設計画の積み上げに2.4倍もの乖離が生じており、財政負担推計に合理性が認められるか疑問である。	長寿命化取組み後の施設コストについて個別施設計画等との比較を行い、施設マネジメントプランの適時改訂を要するほどの重要な乖離が生じていないか精査する。
(2) 施設コストの過小見積	意見	個別施設計画に基づく大規模改修工事費が計画比で約1.8倍の事案が生じているため、施設コストの過小見積が懸念される。	個別施設計画に基づく大規模改修工事費に係る計画・実績の比較分析、検討を含めて、施設コストの確認・検証を実施する。
(3) 見える化資料の記載不備	指摘	スポーツ施設に係る見える化資料(令和5年度)について、大規模改修年度等の記載不備が検出された。	見える化資料の作成趣旨を踏まえ、記載情報の正確性に関する再点検を実施する。
(4) 公会計情報の活用不足	意見	市の公共施設マネジメントにおいて公会計情報の活用が不足していると考えられる。	市の公共施設マネジメントにおける各局面(施設データ収集、優先順位付け、事業評価)において、施設整備費(減価償却費)を含む施設別の行政コスト情報を活用し、重要業績評価指標(KPI)等に反映させる。
(5) 固定資産台帳の不備	指摘	固定資産台帳(令和5年度)について、除却処理もれ等の不備が検出された。	固定資産台帳の記録の正確性を確保するため、固定資産の実在性や記載単位の適切性の点検の精度を高める。
(6) 取組成果の開示不足	意見	施設マネジメントプランの取組方策「総合的な管理・保全の強化」に係る成果の公表内容が不十分である。	施設マネジメントプランの進捗管理として、施設コストの確認・検証等を毎年度の成果として公表する。
5 補助金			
(1) 収益事業に対する補助	指摘	事業団の収益事業等会計に区分経理された受取補助金相当に公益上の必要性は認められない。	補助金検査時において、補助対象経費と事業団の経理区分の整合性を確認する。
(2) 団体運営費に対する補助	指摘	事業団の運営費に対する補助は、外郭団体に対する運営費補助の留意事項を定めた仙台市外郭団体の指導、調整等に関する指針第7(2)の趣旨に反したものと認められるため、補助金の交付として不適切である。	補助金検査時において、補助対象経費と事業団の経理区分の整合性を確認する。
(3) 不明確な補助対象経費の範囲	指摘	補助対象経費の範囲が不明確な実績報告をもとに事業団に対する補助金の額を確定しており、補助金の交付手続として不適切である。	指定管理者公募と競合する補助金を支出しないよう、事業団におけるスポーツ振興事業別の人件費管理記録をもとに補助対象経費の適切性を確認する。
(4) 契約関係が不明確な負担金支出	指摘	ハーフマラソン実行委員会に対する負担金支出に係る契約書締結がないことに伴う不備が生じている。	市とハーフマラソン実行委員会の間で契約書を締結し、事業リスクの負担関係(他の構成団体を含む)や負担金支出の根拠を明確にする。

項目	区分	現状の問題点	解決の方向性
(5) 不十分な使 途確認検査	意見	関連団体助成金に関する実地検査を行うことなく、補助金の使途確認が十分といえるか疑問である。	補助金交付先の管理体制の脆弱性リスクに応じた補助金検査を実施する。
6 外郭団体			
(1) 代替評価 の記載不備	意見	事業団の経営シートにおいて、事業団の代替性の評価に係る記載に不備があると認められる。	経営評価シートの「主要事業一覧及び概要」に記載されている事業費のうち、事業費規模の大きい事業に関する代替評価を記載し、外郭団体経営評価の実効性を確保する。
(2) 公益目的 事業の該当 性根拠の開 示不足	意見	事業団の経営評価シートにおいて、スポーツ施設等の管理・運営に係る公益目的事業の該当性根拠に関する情報開示が不十分と考えられる。	事業団の公益認定判定に重要な影響を及ぼす事業であることを踏まえ、スポーツ施設等の管理・運営に係る公益目的事業の該当性根拠について経営評価シートに明示する。
(3) 職員派遣 の必要性	意見	事業団への市職員派遣が市の基本方針である必要最小限のものとは言い難い。	派遣先の事業内容・人員体制や派遣職員の従事業務を踏まえ、必要最小限の職員派遣と判断した根拠を職員派遣に関する協定の原議書に明記する。
(4) 派遣職員 の人件費負 担	意見	事業団への派遣職員人件費を市が負担する合理的根拠は希薄である。	派遣先の事業内容や派遣職員の従事業務を踏まえた派遣法第6条第2項の該当性判断の根拠を職員派遣に関する協定の原議書に明記する。
(5) 不合理な使 用料減免	意見	事業団事務室に係る使用料を全部免除する合理的根拠は希薄である。	外郭団体の事業実態を踏まえ「当該団体の収益事業の状況等に鑑み、減免する必要がないと認められる場合」の該当性判断の根拠を原議書に明記する。
(6) 不明確な契 約関係	指摘	事業団が実施している事務局運營業務等に関連する契約事務の不備が検出された。	事業団と事務局運營業務を実施している団体の間で業務委託契約を締結し、事務局運營業務に関連する管理責任の範囲を明確にする。 また、事業団とハーフマラソン実行委員会の間で契約書を締結し、事業リスクの負担関係(他の構成団体を含む)や負担金支出の根拠を明確にする。
(7) 指名競争 入札の対象 範囲	意見	入札結果における落札率の高止まりや同一業者の継続落札の傾向を考慮すると、指名競争入札による弊害が生じていないか懸念される。	市に準じた契約方法のルールへの見直しを含めて、指名競争入札の対象範囲を制限する。
(8) 財務諸表 と会計帳簿 の不整合	指摘	事業団の財務諸表と会計帳簿の差異内容について会計処理誤りによる差異が検出された。事業団の財務諸表が正規の簿記の原則に従って適正に作成されたものか確認できない。	会計帳簿に基づき財務諸表を作成する。

項目	区分	現状の問題点	解決の方向性
(9) 区分経理の記載誤り	指摘	受託料収益及び指定管理料収益の一部を法人会計に収益計上するのは区分経理として不適切である。	事業団は公益目的事業しか行わない法人ではない点に留意し、受託料収益及び指定管理料収益に係る区分経理別配賦対象から法人会計を除外する。
(10) 補助対象人件費の管理不備	指摘	外郭団体自己評価シートと事業団の業務管理の実態に齟齬が生じており、外郭団体経営評価が適切に行われていない。	公益目的事業別の補助対象人件費を算定し、事業団の組織別人員配置と公益目的事業費の整合性を確認する。
(11) 預り金の計上もれ	指摘	事業団の財務諸表上、預り金の計上もれている保管金が検出された。	事業団の会計規程において、預り金の取扱いを明確にする。
(12) 関連当事者取引の開示もれ	指摘	事業団の財務諸表上、関連当事者取引の注記開示がもれている取引内容が検出された。	財務諸表に対する注記に係る様式（「公益法人会計基準」の運用指針13(4)14）を参考に関連当事者との取引の内容を開示する。
(13) 市の財政的関与の開示不足	意見	派遣職員の人件費負担や使用料減免は市から事業団に対する経済的利益の供与であり、補助金と同様の経済的効果を有するため、市の財政的関与の開示対象としていない取扱いが合理的といえるか疑問である。	経営評価シートにおいて、市から外郭団体に対する経済的利益の供与に係る取引内容も開示対象に含める。
7 庁内団体等			
(1) 不十分な内部統制のリスク評価	意見	現行の庁内団体等の資金管理が内部統制上のリスクの評価と対応として十分といえるか疑問である。	庁内団体等の資金管理に関する全庁的な管理ルールを定め、モニタリングを実施する。
(2) 契約先の固定化	意見	ハーフマラソン実行委員会において、契約先が固定化している支出の中に、契約手続に懸念ある事案が検出された。	契約先が固定化している取引について、契約の競争性・公平性・透明性が確保されているか点検する。
(3) 消費税の申告誤り	指摘	ハーフマラソン実行委員会において、消費税の申告誤りが生じている。	HMCC 協賛金 3,481 千円の課税売上集計もれに係る消費税の修正申告を行う。
(4) 不十分な税務判断根拠	意見	ハーフマラソン実行委員会において、マラソン大会参加料に係る消費税の課税区分判断の根拠が十分といえるか疑問である。	事前照会による文書回答手続を利用し、マラソン大会参加料に係る消費税不課税の判断根拠を明確にする。
(5) 予算消化支出	意見	ハーフマラソン実行委員会において、予算消化支出の印象は否めない支出が検出された。	翌年度以降に使用する支出項目について過度な前倒し執行を避ける。
(6) 不十分な監査機能	意見	ハーフマラソン実行委員会における監査機能が十分といえるか疑問である。	庁内団体等の事業規模に応じて、庁内団体等における監事機能の実効性を確保する。

Ⅱ 公共施設のあり方と市民への説明責任

個別検出事項を踏まえた包括外部監査人の問題認識は以下のとおりである。

	包括外部監査人の問題認識	関連する個別検出事項
施設コストの財政負担推計	令和6年10月に改訂された施設マネジメントプランではコスト削減効果が不十分のため、市財政の持続可能性の観点から、更なる公共施設の総量削減の必要性に迫られるリスクが懸念される。	4 (1) 財政負担推計と個別施設計画の乖離 4 (2) 施設コストの過小見積 4 (6) 取組成果の開示不足
新規の施設整備	新たな施設整備計画に対して、費用対効果の検証を含めて、十分な有効性評価が実施されないリスクが懸念される。	3 (6) 負担付寄附の有効性評価 3 (7) 指定管理者利益水準の妥当性 3 (8) 事業計画の蓋然性評価
施設管理を担う外郭団体	指定管理者制度導入という環境変化に対応した外郭団体管理が不十分の結果、民間活力導入の更なる推進を阻害する要因になっていないか懸念される。	2 (2) 指定管理者の1者応募 6 (1) 代替評価の記載不備 6 (2) 公益目的事業の該当性根拠の開示不足

このような公共施設のあり方に係る問題認識を踏まえ、市は以下の課題に取り組み、市民への説明責任を果たす必要があると考える。

(1) 財政負担推計の精査

厳しい財政状況が続く見通しでありながら、施設マネジメントプランに以下の記載がないため、施設コストの財政負担推計の精査が市の喫緊の課題と考えられる。

- 充実可能な地方債・基金等の財源の見込み
- トータルコスト（中長期にわたる一定期間に要する公共施設等の建設、維持管理、更新等に係る経費の合計）の縮減に関する目標

(2) 大規模事業評価の制度化

市では大規模事業評価のルールが未整備のため、施設マネジメントプランに掲げる取組方策「新規整備の厳選・重点化」の実効性を確保するためには、大規模な施設整備計画を対象とした事業評価の制度化が必要と考える。

(3) 外郭団体のあり方の見直し

事業団の経営評価シートでは、経営評価の総括として「職員の年齢構成に配慮した長期的な視点での人材育成と組織管理に努めていただきたい」との所管局によるコメントが記載されている。

事業団の人的体制（職員構成の偏り）は事業団の弱みと考えられるが、事業団の環境分析を包括外部監査人の視点で整理すると以下のとおりである。

内部環境 外部環境		強み	弱み
		仙台市との密接な連携	人的体制（職員構成の偏り） 脆弱な財政基盤
機会	地方創生	【積極戦略】 自主事業の拡大	【改善戦略】 スポーツコミッションの活動を一層推進するため、民間企業との連携を含めて、専門的人材の充実化を図る。
		<具体例> 地域団体等との連携強化（注）	<具体例> 民間企業からの出向者受け入れ
脅威	指定管理者の公募（民間事業者との競合）	【差別化戦略】 行政機能の補完・代替の役割を拡充するため、仙台市に業務移譲について働きかける	【縮小戦略】 指定管理者公募に選定されなかった場合、事業団経営に重要な影響を及ぼす可能性がある。
		<具体例> 仙台市との連携強化（注）	<具体例> 意図しない非選定施設の発生（宮城広瀬総合運動場等）

（注）事業団の第3期経営計画（令和6年度～令和10年度）に掲げる取組項目を表す。

事業団の全体事業費の8割以上を占める指定管理業務の縮小リスクが想定されることを念頭に、外郭団体経営評価において外郭団体のあり方の見直しを含めた検討が必要と考えられる。